

26消安第2882号  
平成26年9月10日  
(改正：平成26年11月5日)

関東農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長  
消費・安全局植物防疫課長

### 短期暴露評価により変更される農薬の使用法の周知等について

日頃より農薬行政・植物防疫行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

農薬の登録に当たっては、これまで、残留農薬の摂取量について、一日摂取許容量（以下「ADI<sup>注1</sup>」という。）を超えなければ食品安全上問題ないものと判断されてきましたが、今般、急性参照用量（以下「ARfD<sup>注2</sup>」という。）を超えないかという点についても評価（以下「短期暴露評価」という。）されることとなりました。

実際に、食品安全委員会において、本年2月に了承されたARfD設定の基本的考え方に基づき、すでにARfDの設定が開始されているところであり、今後は、登録されている農薬についても評価対象としての優先度に応じて、順次ARfDが設定されることとなります。また、厚生労働省においては、ARfDの設定を受け短期暴露評価が実施されていくこととなります。その際、一度に多量に食べた場合の残留農薬の推定摂取量がARfDを超える農作物があれば、当該農薬については使用方法が変更されるとともに、残留基準値が見直されることとなります。

この点、ARfDの設定や残留基準値の改定を待つて使用方法の変更をした場合は、残留基準値の改訂後も変更前の使用方法が表示された農薬が流通し、変更前の使用方法で当該農薬を使用したために残留基準値が超過する事案が発生するなど、生産現場に混乱を来す可能性があります。

このため農林水産省は、農薬製造者に対して、自ら短期暴露評価を実施し、登録を受けている農薬の使用方法を変更する必要があるかを確認した上で、使用方法を変更する必要がある場合は、ARfDの設定や残留基準値の改定を待たずに、十分な時間的猶予をもって、変更の登録の申請をすることを要請しているところです。

しかしながら、十分な時間的猶予をもって、変更登録の申請をすることができない場合も想定されるところであり、このような場合には、農薬販売者、使用者等に対して、変更後の使用方法を記載したチラシ等を用いて、情報を提供するとともに、変更の登録を受ける前であっても、変更後の使用方法に基づいて農薬を使用するよう注意喚起することを要請しているところです。

については、当該注意喚起が実施された場合には、貴部担当者にお知らせしますので、下記の1及び2について、貴職管下の都県に対し、周知指導いただくようお願いいたします。

また、十分な時間的猶予をもって、変更登録の申請をした場合であっても、農薬によっては、残留基準値の改定時に農薬使用者が変更前の使用方法が表示された農薬を保有し、当該使用方法で農薬を使用することを避けるため、生産者団体等が作成する防除暦を変更するよう積極的に働きかける必要があるものもあります。このような場合には、積極的に生産者団体等に対して、情報提供することを要請しているところです。

については、当該情報提供があった場合には、貴部担当者にお知らせしますので、下記の2について、貴職管下の都県に対し、周知指導いただくよう併せてお願いいたします。

## 記

1. 変更の登録を受ける前であっても、容器に表示された使用方法ではなく、変更後の使用方法に基づいて農薬を使用するよう農薬使用者を指導すること。
2. 変更の登録を受ける前であっても、変更後の使用方法に基づいて、都県の防除指針等に反映するよう努め、かつ、生産者団体等が作成する防除暦の変更の指導等に努めること。

注1：一日摂取許容量（ADI：acceptable daily intake）

ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量。

注2：急性参照用量（ARfD：acute reference dose）

ヒトがある物質を24時間又はそれより短い時間経口摂取した場合に健康に悪影響を示さないと推定される一日当たりの摂取量。